

博物館學藝員課程

博物館学芸員課程

博物館には、専門的技能を有する学芸員を置くことが『博物館法』によって定められています。この学芸員の資格を得るためには一定の条件が必要ですが、本学では学芸員の資格を得ようとする学生のために必要な科目が設置され、これを修得した学生には卒業と同時に「学芸員資格証明書」が交付されます。

「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」の履修には定められた条件を満たしておく必要がありますから、以下の諸注意を読み履修計画を立ててください。

1. 学芸員資格の取得方法

学芸員の資格を得るには、『博物館法』第5条第1項第1号により下記の2つの条件を備えなければなりません。

- (1) 学士の学位を有すること。
- (2) 博物館に関する所定科目の単位を修得していること。

2. 科目履修規程

前項(2)の博物館に関する科目は、『博物館法施行規則』第1条に示されていますが、本学ではこれを基とし、文部科学省試験認定科目を加味して、次のように所要科目(必修科目および選択科目)の履修規程を定めています。

注意事項

◎「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」は3年次生から履修することができる。

履修するためには、前年度までに

「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」、「博物館情報メディア論」

の合計8単位を修得済であることが条件となる。

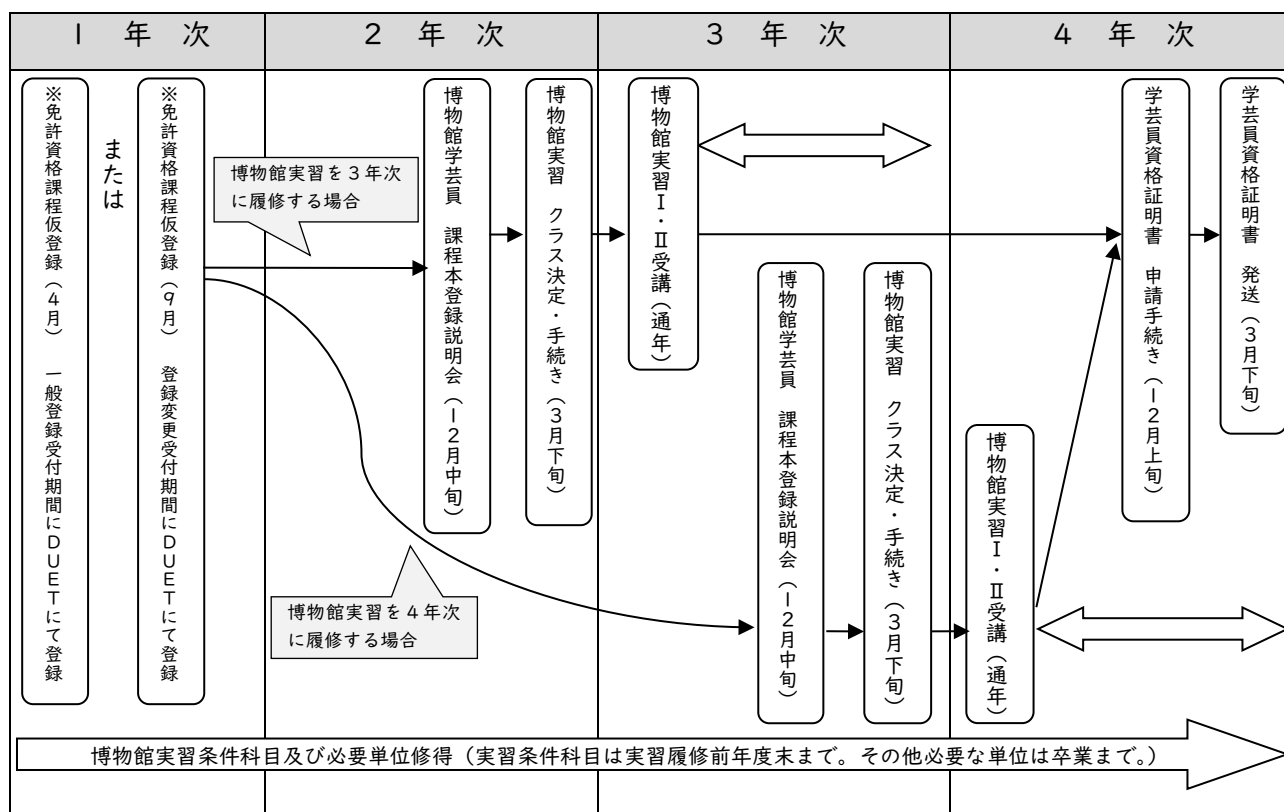
(但し、大学院生及び科目等履修生には、上記の条件を適用しない。)

◎科目により、登録にあたって特別な条件を課している場合があるため、各学部
の履修要項でよく確認した上で登録手続きを行うこと。

博物館法施行規則等に 定める科目		本 学 基 準			
		科 目 名	単位	設 置 学 部	備 考
必修科目	生涯学習概論	生涯学習概論	2	—	
	博物館概論	博物館概論	2	—	
	博物館経営論	博物館経営論	2	—	
	博物館資料論	博物館資料論	2	—	
	博物館資料保存論	博物館資料保存論	2	—	
	博物館展示論	博物館展示論	2	—	
	博物館教育論	博物館教育論	2	—	
	博物館情報・メディア論	博物館情報メディア論	2	—	
	博物館実習	博物館実習Ⅰ	2	—	
		博物館実習Ⅱ	1	—	
必修科目小計 19単位					

博物館法施行規則 に定める科目		本 学 基 準						
		系列	科 目 名	単位	設 置 学 部		備 考	
選 択 科 目	文化史	A	日本文化史概説（１）	2	—	★	※★の科目は２つの科目を履修して、１科目と換算する。	
			日本文化史概説（２）	2	—	★		
			東洋文化史概説（１）	2	—	★		
			東洋文化史概説（２）	2	—	★		
			西洋文化史概説（１）	2	—	★		
				西洋文化史概説（２）	2	—	★	※A～H欄の２系列以上にわたり履修することが必要。
	美術史	B	日本美術史（１）	2	—	★	※★の科目のうち１つの科目のみ履修した場合は、単位数には含めるが系列の履修条件には含めない。	
			日本美術史（２）	2	—	★		
			日本美術史概説（１）	2	—	★		
			日本美術史概説（２）	2	—	★		
			西洋美術史概説（１）	2	—	★		
			西洋美術史概説（２）	2	—	★		
			東洋美術史（１）	2	—	★		
			東洋美術史（２）	2	—	★		
				美術史学	2	—		【履修サンプル】 ※A系列とB系列から合計3科目（10 単位）履修パターン 日本文化史概説（１） 日本文化史概説（２） 東洋美術史（１） 東洋美術史（２） 美術史学
				図像学	2	—		
	考古学	C	考古学概論（１）	2	—	★		
			考古学概論（２）	2	—	★		
	民俗学	D	民 俗 学（１）	2	—	★		
			民 俗 学（２）	2	—	★		
	物理	E	運動学の基礎	2	理工学部 インテリジェント情報工学科		※E～H欄科目については、基本的に設置学部・設置学科所属の学生のみが履修できる科目となっているため注意すること。	
			物理学の基礎	2	理工学部 情報システムデザイン学科			
			基礎物理学Ⅰ	2	理工学部 電気工、電子工学科			
			物 理 学Ⅰ	2	理工学部 機 械 シ ス テ ム 工、機 械 理 工、 機能分子・生命化、 化学システム創成工、 環境システム、数理システム学科			
			物理学基礎	2	生命医科学部			
			物 理 学Ⅰ	2	生命医科学部 医工、医情報学科			
			物 理 学Ⅱ	2	〃			
	化学	F	力 学	2	生命医科学部 医工学科		※F 欄は ２ 科目以上修得しても １ 科目のみ有効。	
			有機化学Ⅰ	2	理工学部 化学システム創成工、 環境システム、数理システム学科			
			有機化学Ⅱ	2	〃			
有機化学Ⅰ			2	理工学部 機械システム工、機械理工、 機能分子・生命化学科	★			
有機化学Ⅱ			2	〃	★			
有機化学Ⅲ			2	〃	★			
有機化学Ⅳ			2	〃	★			
			化 学	2	生命医科学部			
			生 化 学	2	〃			
生物学	G	生物学概論Ⅰ	2	理工学部 インテリジェント情報工、 機械システム工、機械理工、 機能分子・生命化、化学システム創成工学科	★			
		生物学概論Ⅱ	2	理工学部 環境システム学科				
		生 物 学Ⅰ	2	生命医科学部				
		生 物 学	2	生命医科学部				
地学	H	地学概論Ⅰ	2	理工学部 インテリジェント情報工、 機械システム工、機械理工、 機能分子・生命化、化学システム創成工学科	★			
		地学概論Ⅱ	2	生命医科学部				
選択科目小計 ２系列以上にわたる３科目 ８単位以上								
必修科目と選択科目を合わせて 合計 ２７単位以上								

3. 学芸員資格取得の流れ



※1年次に仮登録を行わなかった場合、2年次以降でも本登録を行うまでは、仮登録を行うこと。免許資格課程の仮登録または本登録を行っていない場合、免許・資格関係科目として登録することはできない。

※上記の日程は目安であり、具体的な日程は必ず免許資格掲示板・免許 HP 等で確認すること。

4. 「博物館実習 I」と「博物館実習 II」について

(1)「博物館実習 I」と「博物館実習 II」は、3年次または4年次において履修し、2科目を同年度に登録してください（2科目合わせて3単位）。

「博物館実習 I」「博物館実習 II」を履修するには、

◆前年度までに「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」、「博物館情報メディア論」の合計8単位を修得すること。

◆前年度の課程登録説明会に出席し、課程登録をすること。

◆クラス決定の手続き、必要書類の記入、課程登録料納入の手続きを行うこと。

※上記の1つでも欠けると「博物館実習」は受けられません。

(2)「博物館実習 I」と「博物館実習 II」の内容には、大別して次の3つがあります。

名 称	時 期	内 容
博物館実習(学内実習)	春学期・週4時間（2コマ） 秋学期・週2時間（1コマ）	実習全般にわたる基礎的学習に主眼をおくもの。通常の大学での授業。
館園実習	夏期休暇中またはその前後 5日間以上	館園における実務体験を目的とし、学内外の博物館で実施する。具体的なことは、授業時に担当者から指示する。
学外実習（あるいはそれに代わるレポート）	夏期休暇中	資料調査と資料の展示・取り扱いの学習を主な目的とする。

※博物館実習Ⅰ・Ⅱの履修年度は、この科目の授業・実習を最優先に考えること。館園実習・学外実習では就職活動やその他の理由による安易な欠席は認められず、また、学内実習では通年4回以上の欠席で成績が不可（F）となるので、十分に注意すること。

博物館実習Ⅰ・Ⅱの課程登録について

「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」を履修する学生は、**履修年度の前年の12月中旬頃に開催する説明会に出席し**、かつ課程登録をしなければなりません。詳細については免許資格掲示板・免許HP等で確認してください。

例えば、2028年度に「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」を履修する場合は、2027年の12月中旬頃に開催される説明会を経て、課程登録をすることになります。

説明会に出席しなかった学生（課程登録をしなかった学生）は、「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」の科目登録ができません。

課程登録者数が定員を超過した場合にはスクリーニング（選考）を実施します。結果は説明会開催の翌年3月上旬頃に、免許資格掲示板・免許HP等で通知しますので必ず確認をしてください。

博物館実習関係書類および課程登録料の納入手続きについて

クラス決定後（登録年度直前の3月下旬頃）、博物館実習を受講するにあたっての**必要書類の記入および課程登録料を納入する手続き**があります。詳細は、免許資格掲示板・免許HP等で確認してください。

課程登録料は、実習先の博物館への実習費等に充当され、金額は**10,000円**です。一度納入した課程登録料は、実習に参加しない場合でも返却しません。

また、科目等履修生は原則、学生教育研究災害傷害保険、および学研災付帯賠償責任保険に加入する必要があります（学部生、大学院生は不要です。）。

館園実習用通学定期券について

実習用通学定期券は、実習期間が1カ月以上からの発行となります。博物館実習における館園実習は1週間未満であるため、実習を目的とする定期券の申込は受付しません。

5. 学芸員資格証明書の申請手続き・交付について

本学で定めた科目履修規程に基づき、学芸員の資格を得るための条件を備えた者には、本学の学長名で「学芸員資格証明書」が授与されます。**証明書の申請の手続きは、4年次の1月上旬頃に行いますので**、免許資格掲示板・免許HP等で確認してください（本人の申請がなければ、交付されませんので、注意してください。）。

なお、**申請の対象者は、4年次生のみ（大学院生、科目等履修生は含む）**となります。博物館に関する所定科目の単位を全て修得見込みであっても、3年次生は学士資格の見込みがないので申請ができないため、4年次生になってから申請してください。